

別表第2（第11条関係）

区分		料率	金額			備考		
			甲号港湾	乙号港湾	丙号港湾			
港湾施設の設備を使用する場合	岸壁、物揚場及び棧橋	外航船舶以外の船舶	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1トンにつき6時間	4.6円	4.6円	4.6円	6時間を超えて使用する場合にあっては、使用期間のうち、6時間を超える期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
			機帆船及びはしけ	貨物積載可能トン数1トンにつき24時間	6.2円	6.2円	6.2円	
			定期旅客船	総トン数1トンにつき1係留	3.1円	3.1円	3.1円	
	外航船舶	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1トンにつき6時間	4.2円	4.2円	4.2円	6時間を超えて使用する場合にあっては、使用期間のうち、6時間を超える期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
			機帆船及びはしけ	貨物積載可能トン数1トンにつき24時間	5.6円	5.6円	5.6円	
			定期旅客船	総トン数1トンにつき1係留	2.8円	2.8円	2.8円	
	係船浮標	外航船舶以外の船舶	10,000トン浮標	24時間につき	11,400円	11,400円	11,400円	
			3,000トン浮標	24時間につき	3,900円	3,900円	3,900円	
		外航船舶	10,000トン浮標	24時間につき	10,400円	10,400円	10,400円	
			3,000トン浮標	24時間につき	3,500円	3,500円	3,500円	
来訪船舶係留施設			艇長1メートルにつき24時間	800円	800円	—		
利便機能付係留施設	艇長6メートル未満の船舶		1隻につき1月	14,700円	—	—		
	艇長6メートル以上7.5メートル未満の船舶		1隻につき1月	15,700円	—	—		
	艇長7.5メートル以上の船舶		1隻につき1月	15,700円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	—	—		
小型船舶係留施設	棧橋又は浮棧橋を有するもの	艇長6メートル未満の船舶	1隻につき1月	7,600円	7,500円	7,200円		
		艇長6メートル以上7.5メートル未満の船舶	1隻につき1月	7,900円	7,600円	7,300円		
		艇長7.5メートル以上の船舶	1隻につき1月	7,900円に艇長1メートル	7,600円に艇長1メートル	7,300円に艇長1メートル		

				又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	又は1メートルに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	又は1メートルに満たない端数を増すごとに90円を加算した額	
棧橋又は浮棧橋を有しないもの	施設の設置に当たって物揚場を新設しているもの	艇長6メートル未満の船舶	1隻につき1月	7,600円	7,500円	7,200円	
		艇長6メートル以上7.5メートル未満の船舶	1隻につき1月	7,900円	7,600円	7,300円	
		艇長7.5メートル以上の船舶	1隻につき1月	7,900円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	7,600円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	7,300円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに90円を加算した額	
	施設の設置に当たって物揚場を新設していないもの	艇長6メートル未満の船舶	1隻につき1月	4,100円	4,000円	3,700円	
		艇長6メートル以上7.5メートル未満の船舶	1隻につき1月	4,300円	4,100円	3,800円	
		艇長7.5メートル以上の船舶	1隻につき1月	4,300円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	4,100円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	3,800円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに90円を加算した額	
土運船係留施設			1隻につき1月	35,200円	—	—	
上屋	一時使用	使用期間のうち、15日までの期間	1平方メートルにつき1日	19円	19円	19円	条例第4条第1項第4号又は第5号の行為を伴って使用する場合にあっては当該行為が1件につき1日170円とし、同項第6号又は第7号の行為を伴って使用する場合にあっては1平方メートルにつき1日30円とする。
		使用期間のうち、16日以降の期間	1平方メートルにつき1日	35円	35円	35円	
	専用使用	1平方メートルにつき1月	616円	616円	616円	使用期間のうち、毎年の3月31日の属する1月間に係る使用(同日において使用期間の更新により引き続き使用する期間が1年以上となる場合に限る。)にあっては、左欄に掲げる額に国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に定める市町村交付金に相当する額及びこれに係る公負担(以下「交付金相当額等」という。)を加算した額とする。	
起重機	10トン水平引込式クレーン		1時間につき	35,100円	35,100円	35,100円	1次に掲げる時間内に使用する場合にあっては、左欄に掲げる額に次の
	15トン水平引込式クレーン		1時間につき	61,600円	61,600円	61,600円	

	43トン水平引込式クレーン	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	79,500円	79,500円	<p>各号の区分による率を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(1) 5時から9時まで 10分の2</p> <p>(2) 17時から23時まで 10分の2</p> <p>(3) 23時から翌日の5時まで 10分の3</p> <p>2 使用者が起重機を運転し、又は操作する場合には、左欄に掲げる金額から700円（コンテナ貨物を荷役するために、43トン水平引込式クレーンを使用する場合には、300円）を控除した額とする。</p>
		コンテナ貨物	1時間につき	33,500円	33,500円	33,500円	
	ガントリークレーン	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	79,500円	79,500円	
		コンテナ貨物	1時間につき	67,000円	67,000円	67,000円	
	クローラークレーン		1時間につき	10,000円	10,000円	10,000円	
給水	外航船舶以外の船舶		1立方メートルにつき	540円	540円	540円	
	外航船舶		1立方メートルにつき	490円	490円	490円	
荷さばき地	使用期間のうち、15日まで		1平方メートルにつき1日	5.8円	4.7円	2.5円	30日を超えて使用する場合には、使用期間のうち、31日以降の期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。
	使用期間のうち、16日以降の期間		1平方メートルにつき1日	8.8円	7.2円	3.9円	
貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装しているもの	一時使用	使用期間のうち、15日までの期間	1平方メートルにつき1日	5.8円	4.7円	2.5円	<p>1 条例第4条第1項第4号又は第5号の行為を伴って使用する場合にあっては、当該行為1件につき次に掲げる港湾の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 甲号港湾 1日170円</p> <p>(2) 乙号港湾 1日100円</p> <p>(3) 丙号港湾 1日80円</p> <p>2 条例第4条第1項第6号又は第7号の行為を伴って使用する場合にあっては、1平方メートルにつき次に掲げる港湾の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 甲号港湾 1日30円</p> <p>(2) 乙号港湾 1日15円</p> <p>(3) 丙号港湾 1日10円</p>
		使用期間のうち、16日以降の期間	1平方メートルにつき1日	8.8円	7.2円	3.9円	
	専用使用		1平方メートルにつき1日	176円	143円	77円	

			月				る1月間に係る使用 (同日において使用 期間の更新により引 き続き使用する期間 が1年以上となる場 合に限る。)にあつて は、左欄に掲げる額 に交付金相当額等を 加算した額とする。
貯炭場、野積場、 陸上貯木場、駐車 場及び港湾施設用 地で、舗装していな いもの	一時使 用	使用期間のうち、15日ま での期間	1平方メー トルにつき1 日	5.5円	4.4円	2.2円	1 条例第4条第1項 第4号又は第5号 の行為を伴って使 用する場合にあつ ては、当該行為1 件につき次に掲げ る港湾の区分に応 じ、それぞれ次に 定める額とする。 (1) 甲号港湾 1 日170円 (2) 乙号港湾 1 日100円 (3) 丙号港湾 1 日80円 2 条例第4条第1項 第6号又は第7号 の行為を伴って使 用する場合にあつ ては、1平方メー トルにつき次に掲げ る港湾の区分に応 じ、それぞれ次に 定める額とする。 (1) 甲号港湾 1 日30円 (2) 乙号港湾 1 日15円 (3) 丙号港湾 1 日10円
		使用期間のうち、16日 以降の期間	1平方メー トルにつき1 日	8.3円	6.6円	3.3円	
	専用使用	1平方メー トルにつき1 月	165円	132円	66円	使用期間のうち、毎 年の3月31日の属す る1月間に係る使用 (同日において使用 期間の更新により引 き続き使用する期間 が1年以上となる場 合に限る。)にあつて は、左欄に掲げる額 に交付金相当額等を 加算した額とする。	
工作物、 物件又は 施設を設 けて港湾 施設を使 用する場 合	荷役機械及びその附属施設		1平方メー トルにつき1 年	3,030円に交 付金相当額等 を加算した額	1,830円に交 付金相当額等 を加算した額	1,730円に交 付金相当額等 を加算した額	
	上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設		1平方メー トルにつき1 年	2,840円に交 付金相当額等 を加算した額	1,750円に交 付金相当額等 を加算した額	1,630円に交 付金相当額等 を加算した額	
	露店その他の仮設工作物		1平方メー トルにつき1 日	45円	30円	16円	条例第4条第1項第4 号から第7号までの 行為を伴って使用す る場合に限る。
	標識		1本につき1 月	510円	310円	170円	条例第4条第1項第4 号から第7号までの 行為を伴って使用す る場合に限る。
	その他のもの		1平方メー トルにつき1 年	1,490円に交 付金相当額等 を加算した額	924円に交付 金相当額等を 加算した額	891円に交付 金相当額等を 加算した額	
			1メートルに つき1年	154円	90円	77円	

- 備考 1 甲号港湾とは、尼崎西宮芦屋港、明石港、江井ヶ島港、東播磨港及び姫路港をいう。
- 2 乙号港湾とは、相生港、坂越港、赤穂港、古池港、洲本港、津名港、浦港、淡路交流の翼港、岩屋港、室津港、湊港、福良港、阿万港、由良港、家島港、津居山港及び柴山港をいう。
- 3 丙号港湾とは、甲号港湾及び乙号港湾以外の港湾をいう。
- 4 一時使用とは、1月に満たない使用をいい、専用使用とは、1月以上の使用をいう。
- 5 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
-